北陸先端科学技術大学院大学・実験動物研究施設利用基準

令和８年３月２５日制定
ライフサイエンス委員会

（趣旨）

第１　この基準は、北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）での動物実験における実験室及び飼養保管施設（以下「施設」という。）の適正かつ円滑なる管理・運営を図り、併せて利用者相互の便宜に資するための施設利用基準について定めるものである。

利用にあたっては、北陸先端科学技術大学院大学動物実験規則（以下「規則」という。）、北陸先端科学技術大学院大学における実験動物への病原体を用いた感染実験の実施に関する細則及び本基準を遵守しなければならない。

（施設の利用目的）

第２　施設では、本学ライフサイエンス委員会が承認した動物実験計画に基づく以下の実験を行うことができる。

（１）動物個体を対象としての実験

（２）動物を用いた遺伝子組換え実験

（３）「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」（平成１６年文部科学省・環境省令第１号）第３条に分類されている以下のクラス１-４のうちクラス１及びクラス２の病原体を用いた病原体感染実験

クラス１：微生物、きのこ類及び寄生虫のうち、哺乳綱及び鳥綱に属する動物（ヒトを含む。以下「哺乳動物等」という。）に対する病原性がないものであって、文部科学大臣が定めるもの並びに動物（ヒトを含み、寄生虫を除く。）及び植物。

クラス２：微生物、きのこ類及び寄生虫のうち、哺乳動物等に対する病原性が低いものであって、文部科学大臣が定めるもの。

（以下参考）

クラス３：微生物及びきのこ類のうち、哺乳動物等に対する病原性が高く、かつ、伝播性が低いものであって、文部科学大臣が定めるもの。

クラス４：微生物のうち、哺乳動物等に対する病原性が高く、かつ、伝播性が高いものであって、文部科学大臣が定めるもの。

（施設の利用者）

第３　施設の利用者は、本学に所属する教職員及び学生のうち、本学のライフサイエンス委員会に動物実験責任者、動物実験実施者、実験動物管理者又は飼養者として承認されている者とする。なお、利用の範囲は、同委員会が承認した内容についてのみとする。

（動物飼養保管の手順）

第４　動物実験責任者、動物実験実施者、実験動物管理者又は飼養者は、実験動物の飼養保管について、以下の手順等により行うこととする。

（１）動物の収容数（各施設、ケージの標準的な収容頭数）

・施設に収容できるケージは、最大１５個までとする。

・動物愛護の観点から、ケージに収容できるマウスは１ケージあたり最大５匹まで（離乳前の仔にあってはこの限りではない）とし、その他の実験動物を飼養する場合は、実験動物の種類に応じて生理、生態、習性等を考慮し、健康及び安全を十分に管理、保持できる収容数までとする。

（２）施設への入退室

・入室の際は手指の洗浄と消毒を行う。専用着衣、履物、ゴム手袋、帽子、マスクを着用し、使用済みの着衣等は定期的に洗濯・消毒する。

・入口ドアを開ける時に逸走動物の有無を確認してから入室する。

・退室の際は手指の洗浄と消毒を行う。

・感染実験区域内への飲食物の持込みを禁止する。

（３）導入・検疫・順化（導入、検疫、順化の方法と期間）

・信頼できる施設あるいは生産場から実験動物を導入する。

・譲渡を受ける場合は直近の微生物検査結果報告書に基づき、病原体に汚染されていないことを確認する。

・実験に使用する可移植性腫瘍や培養細胞等の生物材料を持ち込む場合も動物と同様の配慮を行う。

・施設で飼養する実験動物への感染症の侵入を防ぐために、新しく導入する実験動物について、健康状態が確認されるまで既存の実験動物から隔離し、症状の観察や必要に応じて微生物学的検査等を行う。

・実験動物の導入記録を記録台帳等に保存する。

・必要に応じて、実験動物の生理学的、心理学的、栄養学的な面から適正な順化期間を設ける。

（４）給餌・給水・ケージ交換（飼料の規格、飼料・飲水・ケージの交換、清掃の頻度と方法など）

・自家繁殖した実験動物は離乳時に雌雄別々のケージに分ける。
・飼料の給与又は補充を行う際に、変敗した飼料やこぼれた飼料は廃棄する。
・飼育ケージや給水ビン等の飼育器材は洗浄後、オートクレーブ滅菌又は次亜塩素酸ナトリウム溶液等の消毒剤で殺菌消毒したものを使用する。
・ケージ交換は定期的に行い、収容数や実験動物の特性に応じて週１回以上とする。
・マウス等の小動物を飼養する場合は、交換済ケージの床敷内に幼少動物が紛れていないか確認する。

≪感染実験のうちクラス２については以下の手順を加える。≫
・マウス、ラットの飼養にはケージにフィルターキャップをかぶせる、あるいは感染動物用アイソレータ（A形、B形）内で行う。

（５）飼養管理作業時及び接種・解剖作業
・床敷交換などの作業時のエアロゾル発生を極力防ぐ。

≪感染実験のうちクラス２については以下の手順を加える。≫
・高濃度のエアロゾルを発生する作業は、クラスⅠ、II 形生物学用安全キャビネット及び感染動物用安全キャビネット又は感染動物用アイソレータ（A形、B形）内で行う。

（６）洗浄・消毒･滅菌（器材の洗浄･消毒･滅菌などの方法）
・給水ビンや食器等の交換を定期的に行う。交換後、給水ビンから漏水がないことを確認する。
・施設専用の用具を用いて清掃を行う。
・清掃時に、実験動物が逸走していないこと、室内に異常がないことを確認する。
・室内は定期的に清掃する。特にケージ交換後や実験処置後は次亜塩素酸ナトリウム溶液やアルコール等の消毒剤を使って、床、飼育ラック(上面や下の床を含む)、実験台、流し台を清掃し、衛生的な管理を心がける。
・エアコンや排気装置のフィルターを定期的に点検する。

≪感染実験のうちクラス２については以下の手順を加える。≫
・使用済みのケージなど汚染器材は高圧蒸気滅菌を行ったのち洗浄又は焼却する。

（７）健康管理（動物の数の確認や異常の観察の方法、その頻度など）
・温湿度、換気、照明等の室内環境を通年一定に保ち、適切な飼養環境を維持するよう努める。
・ケージ毎の収容可能動物数を決めておき、過密にならないよう注意する。

・毎日あるいは定期的に実験動物の健康状態を観察する。死亡個体及び出産の有無、産仔数等を確認し、記録する。

（８）飼養環境の目標値（温度、湿度、換気などの目標値）
・施設は、温度は24±2℃、湿度は50±10%とし、毎時管理を目安とする。
・エアコンや照明設備の動作と温湿度を確認し記録する。

（９）記録類の保管（飼養数あるいは出入記録、感染症など疾病の発生記録）
・実験動物数を確認し記録する。
・実験動物の出入り記録、感染症など疾病の発生記録等について、必要に応じて記録台帳等に保存する。

（１０）安楽死（推奨する安楽死の方法など）
・実験動物を殺処分する場合には、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成１９年１１月１２日環境省告示第１０５号）及び米国獣医学会「動物の安楽死指針」に基づき行う。

（１１）廃棄物処理（動物死体や汚物などの廃棄物の一時保管、処理の方法など）
・ナノマテリアルテクノロジーセンター（以下「ナノセンター」という。）が定期的に行う実験廃液・廃棄物回収にて廃棄物を処分する場合はナノセンターの指示等に従う。なお、ナノセンターが行う実験廃液・廃棄物回収以外で廃棄物を処分する場合は以下の処理方法等により行う。
・死体は外部から見えないポリ袋に収容し、適切な方法により処理する。
・死体を一時保管する場合は、悪臭の拡散や衛生昆虫等の飛来の防止に努めるとともに、冷凍庫内で０℃以下に保ち、定期的に処理する。
・死体は、ポリ袋の表面をアルコール噴霧消毒して搬出する。
・施設から出る廃棄物やゴミ類（使用済の床敷や飼料、注射針・注射筒などの医療廃棄物、一般ゴミ等）は内容物の飛散等が生じないように適切に分別廃棄する。
・施設内での保管はなるべく避け、定期的に廃棄する。

≪感染実験のうちクラス２については以下の手順を加える。≫
・死体は高圧蒸気滅菌を行ったのち焼却する。

（１２）施設の構造及び保守･点検
・飼育装置、エアコン、排気装置、照明装置等は定期的に点検する。
・故障を見つけたら、すみやかに修理し、その内容と対応を記録しておく。

≪感染実験のうちクラス２については以下の必要要件を加える。≫

・感染実験区域内に高圧蒸気滅菌装置を設置する。

・感染拡散防止のため、施設内に手洗い装置または手指消毒用装置を設ける。

・感染実験区は他の区域と区別し、昆虫及びげっ歯類の侵入を防止する。

（１３）連絡体制（動物実験責任者、動物実験実施者、実験動物管理者、飼養者の相互の連絡方法）

・動物実験責任者及び実験動物管理者は、動物実験責任者、動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者の連絡簿を作成する等適宜連絡を取れるようにする。

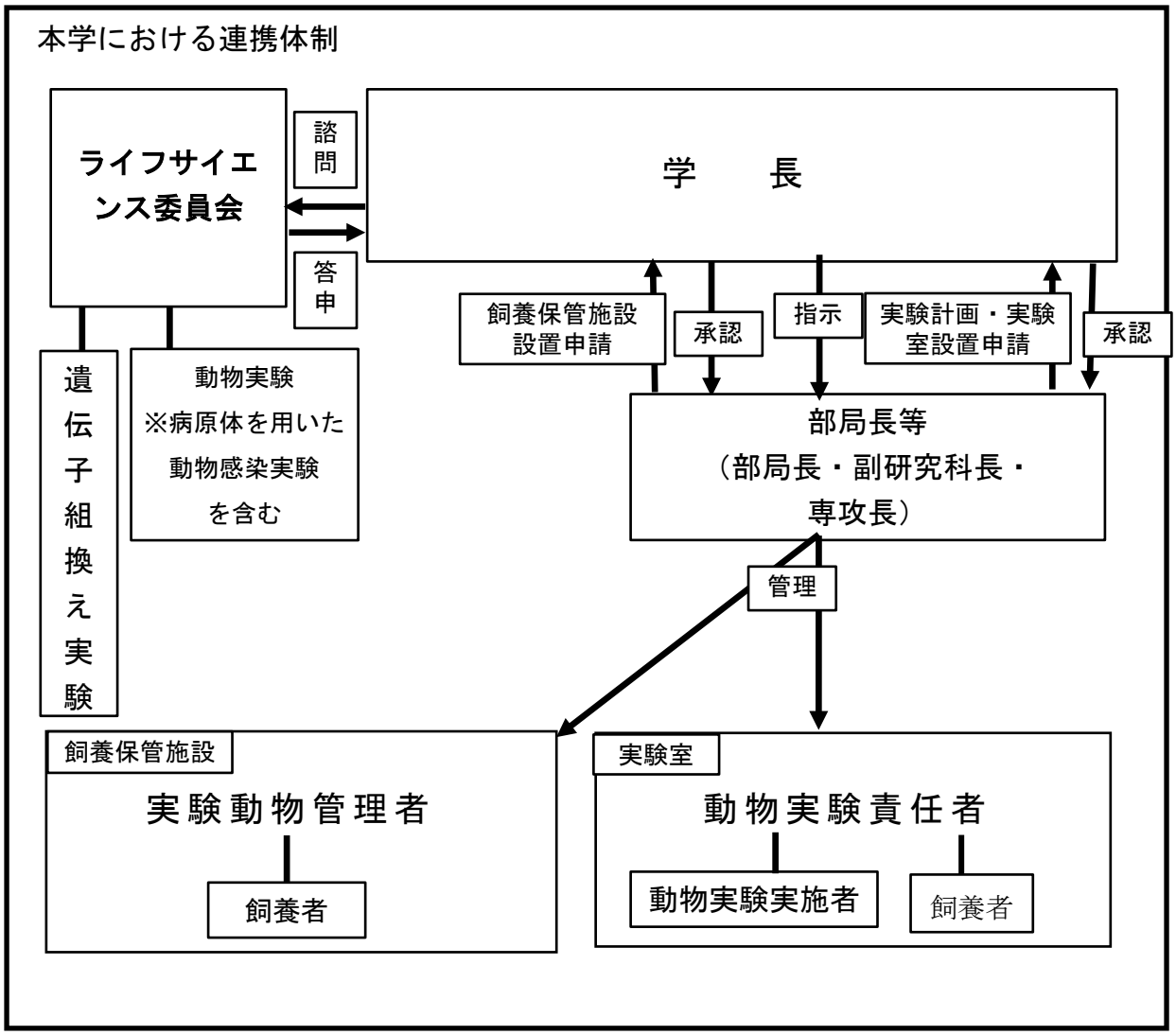

（１４）実験動物の逸走防止対策（ケージ、施設の各レベルでの具体的対応）

・実験動物を逸走させないようにするため、ケージの交換や実験を行うときには特段の注意を払うように関係者に周知徹底する。

・実験動物の飼養は、脱出防止措置の付いたケージ内で行い、施設には脱出防止機構を設置すること。

・特にマウス等の小動物を飼養する際は、施設にはネズミ返しを取り付けると共に、マウスの捕獲器を備え付け、ネズミ返しはできる限り取り外さないようにすること。ただし台車の出し入れなど止むを得ないときは、実験動物が逸走していないことを十分確認のうえ取り外し、その後速やかに取り付ける。

（１５）逸走時の対応（捕獲方法、事故報告など）
・実験動物がケージから施設内に逸走した場合は速やかに捕獲する。逸走した実験動物は原則として安楽死処分とする。
・実験動物が外部へ逸走した場合は捕獲に努めると共に、至急、施設を管理する責任者及び部局長等に報告する。

（１６）緊急時の対応（火災や地震等の際の学内外への連絡体制）
・火災や地震等の緊急時には、「北陸先端科学技術大学院大学危機管理基本マニュアル」に基づき対応する。
（１７）学内での輸送方法（施設から施設への輸送方法、再搬入の可否など）
・実験動物を輸送するときは、輸送用のケージに入れ、逸走に注意する。

（１８）部外者の立ち入り制限（その具体的方法）
・部外者の立ち入りは、原則として認めない。ただし、部局長等、動物実験責任者又は実験動物管理者が特に認めたものは除く。

（１９）安全管理教育（人獣共通感染症などの情報の周知など）
・動物実験責任者及び実験動物管理者は、動物実験実施者及び飼養者が施設を使用する際に、規則第１６条の教育訓練が完了していることを確認し、本基準に従い動物実験を行うよう指導、周知する。

（２０）生活環境の保全
・動物実験責任者及び実験動物管理者は実験動物の汚物の適切な処理を行うとともに施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図る。また、施設の整備により騒音の防止を図ることによって生活環境の保全に努める。

（２１）その他
・本基準に定めのない事項については、動物実験ガイドライン（適正な動物実験の実施）（一般財団法人民生科学協会）、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）、その他関連する法令等の定めるところによる。